

事業所税の手引き

姫 路 市

目次

§ 事業所税の概要

1 趣旨	1
2 使途	1
3 課税団体	2
4 構成	3

§ 課税のしくみ

1 課税客体	4
2 納税義務者	4
3 課税標準	6
4 税額・税率	1 4
5 免税点	1 5

§ 非課税及び課税標準の特例

1 非課税	1 7
・本則	1 8
※消防用設備・防災施設等に係る非課税	2 5
2 課税標準の特例	2 9
・本則	3 0
・本法附則	3 4

§ 申告納付

1 申告納付について	3 6
2 延滞金	3 8
3 加算金	3 9

§ みなし共同事業

§ 貸付状況に係る申告

§ 事業所税の減免

§ 質疑応答

§ 申告書記載例

凡 例

法701の31①六
令56の23の2
則24の14②

地方税法第701条の31第1項第6号
地方税法施行令第56条の23の2
地方税法施行規則第24条の14第2項

事業所税の概要

1 趣旨

事業所税は、人口・企業が過度に大都市地域に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみ処理などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための**目的税**として、昭和50年度に新たに創設されました。

(法701の30)

事業所税は、その創設の趣旨から、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所に対してその事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」及び「従業者給与総額」という**外形標準**を対象として課税する仕組みになっています。

また、納税義務者が自ら課税標準額や税額を計算し、申告納付する「**申告納付制度**」をとっています。(法701の45)

2 使途

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、次の事業のために使われます。(法701の73、令56の82)

- ① 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ② 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ③ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ④ 河川その他の水路の整備事業
- ⑤ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ⑥ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ⑦ 公害防止に関する事業
- ⑧ 防災に関する事業
- ⑨ 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業
- ⑩ 市場、と畜場又は火葬場の整備事業
- ⑪ 一団地の住宅施設の整備事業
- ⑫ 流通業務団地の整備事業

3 課税団体 (令和3年(2021年)7月1日現在)

事業所税の課税団体となる指定都市等はつぎのとおりです。(法701の31)

(1) 地方自治法第252条の19第1項の市(20市)

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市
相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市
大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市
福岡市	熊本市				

(2) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地を有する市(3市)

武蔵野市 三鷹市 川口市

(3) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市(5市)

守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市

(4) 人口30万人以上の政令で指定する市(48市)

旭川市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市	前橋市
高崎市	川越市	所沢市	越谷市	市川市	船橋市
松戸市	柏市	八王子市	町田市	横須賀市	藤沢市
富山市	金沢市	長野市	岐阜市	豊橋市	岡崎市
一宮市	春日井市	豊田市	四日市市	大津市	豊中市
吹田市	高槻市	枚方市	姫路市	※明石市	奈良市
和歌山市	倉敷市	福山市	高松市	松山市	高知市
久留米市	長崎市	大分市	宮崎市	鹿児島市	那覇市

※明石市は平成30年7月1日より課税開始

(5) 東京都(特別区の区域に限る)

合計 77団体

姫路市は、昭和51年度に課税団体となりました

4 構成

区 分	事 業 所 税	
	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	事業所等で行われる事業	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	法人…事業年度終了の日現在における 事業所床面積 個人…その年の12月31日現在における 事業所床面積	法人…事業年度中に支払われた 従業者給与総額 個人…その年中に支払われた 従業者給与総額
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 …… 事 業 年 度 個人 …… 課 税 期 間	
税 率	事 業 所 床 面 積 1 m ² につき 6 0 0 円	従業者給与総額の 1 0 0 分の 0 . 2 5
免 税 点	市内の事業所床面積が 1, 0 0 0 m ² 以下	市内の事業所の従業者数が 1 0 0 人 以下
徴 収 の 方 法	申 告 納 付	
申 告 納 期 限	法人 …… 事業年度終了の日から2ヶ月以内 個人 …… 翌年の3月15日	

課税のしくみ

1 課税客体

事業所税の課税客体は、事業所等において法人または個人の行う事業です。(法701の32①)
また、事業所等の意義については、つぎに述べるとおりです。

(1) 事業所等

事業所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいい、基本的には住民税及び事業税の事務所・事業所と同じ考え方によるものです。したがって、事務所・店舗・工場などの他、これらに附属する倉庫・材料置場・作業場・ガレージなども事業所の範囲に含まれます。また、無人倉庫など人的設備を欠く施設もこれらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。

なお、事業に関連する施設のうち、事業所等に該当しないものはつぎのとおりです。

- ① 社宅、社員寮などの住宅……住宅は、本来事業所税の課税対象ではありません。
- ② 設置期間が2～3ヶ月程度の現場事務所、仮小屋など……これらの場所で行われる事業には継続性がないため、事業所等とは扱いません。
- ③ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの……②と同じく事業に継続性が認められないため、事業所等とは扱いません。

(2) 事業所等において行われる事業

事業とは、物の生産、物流、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業もその事業の範囲に含まれます。

また、事業所税の課税客体は、事業所等において行われる事業です。この事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋またはその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

2 納税義務者

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人または個人(法701の32①)ですが、事業所等の用に供している家屋(事業所用家屋といいます)の所有権との関連は問いません。

したがって、貸しビル等のテナントなど第三者の所有する事業所用家屋を借用して事業を行っている場合は、所有者ではなく、その借受人が納税義務者となります。

ただし、事業所用家屋の貸付者には、別途貸付申告書を提出していただくことになります。(P 45～P 47を参照してください)

＜納税義務者に関する特例＞

（１）共同事業を行う場合

２以上の者が共同して事業を行うときは連帯納税義務を負います。

（２）特殊関係者を有する場合（法701の32②、令56の21）

特殊関係者を有する場合、その特殊関係者の行う事業が、当該特殊関係者を有する者またはその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋内で行われている場合における当該事業は、その特殊関係者を有する者と特殊関係者の共同事業とみなされて連帯納税義務を負うこととなります。（詳しくはP 40を参照してください）

（３）実質課税の原則（法701の33）

法律上、事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

他の者が事実上事業を行っていると認められる場合とは、つぎのような場合をいいます。

- ① 事業の名義人が事業の経営に関与せず、何らの収益を得ていない場合
- ② 事業の取引の収支が事業の名義人以外の者の名において行われている場合
- ③ 事業の名義人は他の者の指示によって事業を経営するにすぎず、その収支は実質的には他の者に帰属する場合

（４）清算中の法人及び人格のない社団又は財団の取扱い

清算中の法人も、その清算の事業を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて納税義務者となります。

また、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、法人に関する事業所税の規定を適用します。（法701の32③）

（５）貸ビル（テナントビル）等に係る特殊な場合

貸ビル等については、貸ビル等の所有者ではなく、貸室を借りて事業を行う者が納税義務者となります。

- ① 貸室を借りて事業を行う者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合（又貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。

- ② 貸ビル等の所有者が、当該貸ビル等内に所有者自身の事業所等を有する場合は、その事業所等については所有者が納税義務者となります。
- ③ 貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。

3 課税標準

事業所税の課税標準は、資産割については事業所床面積、従業者割については従業者給与総額です。この場合、資産割、従業者割のそれぞれについて、市内のすべての事業所等を合算して算出します。

(1) 資産割の課税標準

- 一 課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。
- 二 課税標準の算定期間とは、
- ① 法人の場合は、事業年度をいいます。(法701の31①七)
 - ② 個人の場合は、個人に係る課税期間をいいます。(法701の31①八)
- 個人に係る課税期間とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいいますが、年の途中で事業の開始や廃止があった場合は、つぎのようになります。
- ア 年の途中で事業を廃止した場合……1月1日から廃止の日までの期間
- イ 年の途中で事業を開始した場合……開始の日から12月31日までの期間
- ウ 年の途中で事業を開始し、年の途中で事業を廃止した場合
……開始の日から廃止の日までの期間

三 事業所床面積等の意義

① 事業所床面積(法701の31①四)

事業所床面積とは事業所用家屋の延床面積（各階の合計床面積）をいいます。ただし、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分に係る共用部分があるときは、つぎの算式によって事業所床面積を算出します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{自己の事業所} \\ \text{床面積} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{自己の専用部分} \\ \text{床面積} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{共用部分の} \\ \text{合計床面積} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{自己の専用部分} \\ \text{床面積} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{各事業所の専用} \\ \text{部分の合計床面積} \end{array} \right]}$$

(自己に加算すべき共用部分)

- ◆ 一の家屋に事業所用部分と居住用部分が有り共用部分が存する場合も、同様の考え方で事業所用部分に係る共用部分を算出します。

(例)

甲 事業所 a m² 共用部分 h m² 乙 事業所 b m² 丙 事業所 c m²	甲の事業所床面積 = a + h × $\frac{a}{a + b + c}$ 乙の事業所床面積 = b + h × $\frac{b}{a + b + c}$ 丙の事業所床面積 = c + h × $\frac{c}{a + b + c}$
--	--

② 事業所用家屋

事業所用家屋とは、家屋の全部または一部で現に事業所等の用に供されているものをいいます。(法701の31①六)

したがって、貸ビル等の場合は、ビル全体を事業所用家屋とはいわず、各入居者の事業所等ごとを事業所用家屋といいます。

なお、事業所税における『家屋』の意義は固定資産税における『家屋』の意義と一致します。したがって、不動産登記法の建物とも原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。

③ 共用部分

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には、エレベーター、廊下、階段、機械室、電気室などが含まれます。

④ 床面積の算出

床面積の意義および測定方法については、不動産登記規則第115条および不動産登記事務取扱手続準則第82条において規定されておりますので、これを参考として床面積を算出してください。

四 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合の特例

6ヶ月決算法人、年の中途中で事業を開始または廃止した個人など、課税標準の算定期間が12ヶ月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、つぎの算式で算定し、実質的には課税標準の月割り計算を行います。(法701の40①)

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。(法701の40③)

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の末日} \\ \text{現在の事業所床面積} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}}$$

五 新設または廃止のあった事業所等に係る課税標準の月割

◆ 月割計算を行う『事業所等の新設または廃止』とは

新たな事業所等の新設、既存の事業所等の廃止をいい、具体的には、一の支店、営業所単位の新設、廃止の場合をいいます。

したがって、事業所等を構成する同一敷地内の事業所用家屋を新築又は取り壊した場合等により事業所床面積の異動が生じた場合は、月割計算を行う『事業所等の新設または廃止』にあらず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所に係る課税標準となります。

課税標準の算定期間の中で新設または廃止した事業所等に係る課税標準は、それぞれつぎの算式によって計算します。(法701の40②)

① 課税標準の算定期間の中で新設した事業所等

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の末日} \\ \text{における事業所床面積} \end{array}} \times \boxed{\frac{\begin{array}{c} \text{新設の日の属する月の翌月から課税標準} \\ \text{の算定期間の末日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(例) 3月末決算の法人が支店を
9月10日に新設した場合 $\longrightarrow \frac{6}{12}$

② 課税標準の算定期間の中で廃止した事業所等

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} \times \boxed{\frac{\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する} \\ \text{月から廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(例) 3月末決算の法人が支店を
9月10日に廃止した場合 $\longrightarrow \frac{6}{12}$

③ 課税標準の算定期間の中で新設し、途中で廃止した事業所等

廃止の日における 事業所床面積	×	新設の日の属する月の翌月から 廃止の日の属する月までの月数 課税標準の算定期間の月数
--------------------	---	---

(例) 3月末決算の法人が支店を6月3日に
 新設し、翌年2月20日に廃止した場合 $\longrightarrow$ $\frac{8}{12}$

六 床面積の端数処理について

1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てます。

また、専用部分の面積に加算すべき共用部分の面積があるときは、それぞれの部分ごとに端数処理を行います。

七 共同事業およびみなし共同事業に関する課税標準の算定（令56の51）

① 通常の共同事業の場合

当該共同事業に係る各共同事業者の課税標準は、つぎの算式によって算出される面積となります。

共同事業に係る事業 所等の事業所床面積	×	損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合）
------------------------	---	--

② みなし共同事業の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。

八 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を課税用途から非課税用途に、または非課税用途から課税用途に変更した場合の課税標準は、算定期間の末日現在の事業所床面積によります。なお事業所等全体について同様の事情が生じた場合も同じ扱いとなり、新設または廃止の場合のような月割計算は行いません。

九 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前6ヶ月以上事業を休止している事業所等または事業所床面積は、課税標準に含めなくても差し支えない取扱いになっています。

※ これまで使用されていた施設を休止施設とされた場合等、新規に休止施設を申告される際には、現地調査をさせていただく必要がございますので、事前(申告期限の2週間程度前まで)にご相談をお願いします。

◆ この場合の「休止している」とは、

従前事業の用に供していた事業所等の全部または一部（一部の場合は、当該休止部分が壁、扉等で構造的に区画されている場合に限り）に設置されていた機械、設備等を撤去または廃棄するなどして、以後事業の用に供することができない状態とすることにより、当該部分に係る事業の休止が客観的に明白な場合をいい、一般的には廃止に至るものをいいます。

したがって、現に操業は行っていないものの、必要な維持補修が行われており、いつでも操業し得る状態にある場合、改築または改装のため休止している場合、あるいは事業所等の一部を事業の都合で単に使っていないという場合等は、事業を休止している場合に該当しません。

当該休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。つまり休止床面積を足しこんで、1,000㎡超か、1,000㎡以下かの判定をします。

(例) 全事業所床面積 = 1,200 ㎡ 内 休止部分 = 300 ㎡ の場合
免税点判定 ⇒ 1,200 ㎡ > 1,000 ㎡ 免税点超
課税標準 ⇒ 1,200 ㎡ - 300 ㎡ = 900 ㎡
申告納付税額 ⇒ 900 ㎡ × 600 円(税率) = 540,000 円

(2) 従業者割の課税標準

- 一 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。
- 二 従業者給与総額(法701の31①五)

従業者に対して支払われたまたは支払われるべき俸給・給与・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

◆ 「これらの性質を有する給与」

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・現物給与等をいうものですが、所得税法上非課税とされる給与、退職金、年金、恩給等は含みません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法第28条第1項に規定する給与等に該当しないものは含みません。

① 従業者とは

一般従業者のほか、役員（無給役員の方は含まれません）、アルバイト、パートタイマー等の臨時従業者等も従業者に含まれます。

◆ パートタイマーの取扱い

いわゆるパートタイマー(給与が時間給で、通常の勤務時間の概ね4分の3未満の勤務のもの)については、人数は免税点判定の際の**従業者数**には含めませんが、支払われた給与等は、従業者割の課税標準となる**給与総額**には含めます。

② 従業者に含まれない者(役員を除く)

ア 政令で定める障害者(令56の17)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者等

イ 高齢者

年齢65才以上の者

※ 申告書上の記載は、非課税従業者として取り扱います。

③ 従業者に含まれるが、給与等の額が2分の1控除される者

年齢55歳以上65歳未満の者のうち雇用保険法その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるもの(雇用改善助成対象者)

④ 障害者等の判定時期(法701の31②)

障害者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定については、これらの者に対し支払われる給与の算定期間の末日現在の状況によります。

◎ 従業者給与総額および免税点判定の際の従業者数の取扱い

従業者（態様）		課税標準の算定	免税点の判定（人員）
障害者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない
65歳以上の者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない
雇用改善助成対象者		給与等の2分の1を従業者給与総額に含める	従業者に含める
事業専従者		事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	従業者に含める
臨時の従業者		従業者給与総額に含める	従業者に含める
短時間勤務のパートタイマー		従業者給与総額に <u>含める</u>	従業者に <u>含めない</u>
役員・使用人兼務役員		従業者給与総額に含める	従業者に含める
非常勤の役員		それぞれの会社の従業者給与総額に含める	従業者に含める
無給の役員			従業者に含めない
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業者給与総額に含める	それぞれの会社の従業者に含める
出向社員 ※1	出向元が給与を支払う	出向元の従業者給与総額に含める	出向元の従業者に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者給与総額に含める	出向先の従業者に含める
	出向元と出向先が一部負担	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める

従 業 者（態 様）	課税標準の算定	免税点の判定（人員）
休職中の従業員	従業者給与総額に含める	給与等が支払われている場合は従業者に含める
中途退職者	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含めない
外国又は他市町村への派遣又は長期出張者 ※2	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない
派遣法に基づく派遣社員 ※3	派遣元の従業者給与総額に含める	派遣元の従業者に含める
保険の外交員で事業所得のみの者	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない
保険の外交員で事業所得及び給与所得を有する者	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含める
専ら非課税施設に勤務する従業者	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない
課税施設と非課税施設の兼務従業者	課税施設に従事していた分に係る給与等は、従業者給与総額に含める	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める

※1 出向 出向元企業と出向従業員との雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるもの

※2 派遣 派遣元の従業員としての雇用関係及び指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業員と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるもの

出張 企業の従事者が、出張元の従業員としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において出張元の企業のために労務の提供を行うもの

長期出張 課税標準の算定期間を超える期間の出張

※3 派遣法 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の略称

4 税額・税率

(1) 事業所税の税率(法701の42)

資 産 割 事業所床面積 1 m² につき 6 0 0 円
従業者割 従業者給与総額の 1 0 0 分の 0 . 2 5

(2) 税額計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業所床面積} \\ \text{(申告書44号様式①, ②)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税床面積} \\ \text{(申告書44号様式③, ④)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例に係る控除床面積} \\ \text{(申告書44号様式⑤, ⑥)} \\ \hline \end{array}$$

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準となる床面積} \\ \text{(申告書44号様式⑦+⑧=⑨)} \\ \hline \end{array} \times 600 \text{ 円}$$

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{資産割額(申告書44号様式⑩)} \\ \text{※端数処理(1円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{従業者給与総額} \\ \text{(申告書44号様式⑫)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税に係る} \\ \text{従業者給与総額} \\ \text{(申告書44号様式⑬)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例に係る} \\ \text{控除従業者給与総額} \\ \text{(申告書44号様式⑭)} \\ \hline \end{array}$$

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準となる従業者給与総額} \\ \text{(申告書44号様式⑫-⑬-⑭=⑮)} \\ \text{※端数処理(1,000円未満切捨)} \\ \hline \end{array} \times (100 \text{ 分の } 0.25)$$

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{従業者割額(申告書44号様式⑯)} \\ \text{※端数処理(1円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{資 産 割 額} \\ \text{(申告書44号様式⑩)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{従 業 者 割 額} \\ \text{(申告書44号様式⑯)} \\ \hline \end{array}$$

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{事業所税額(申告書44号様式⑳)} \\ \text{※端数処理(100円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

5 免税点

(1) 免税点

つぎに掲げる場合には免税点以下となり課税されません。なお、免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて行います。したがって、いずれか一方が免税点を超える場合は、そのいずれか一方で課税されます。(法701の43①)

資 産 割 市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が 1,000㎡以下 の場合
(非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます)

従 業 者 割 市内の各事業所等の従業者の数の合計数が 100人以下 の場合
(障害者及び65歳以上の者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれます)

- ◆ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在の現況において行います。
- ◆ 課税標準の特例適用がある場合は、免税点の判定は特例適用前の事業所床面積で行います。
- ◆ 休止施設がある場合は、免税点の判定は休止施設を含めた合計面積で行います。

(2) 「共同事業」および「みなし共同事業」の免税点判定

一 通常の「共同事業」の場合

当該共同事業に係る各共同事業者に係る免税点判定は、つぎの算式によって算出される事業所床面積または従業者数と、当該共同事業者の一人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合における当該他の事業所等に係る事業所床面積または従業者数の合算で行います。

共同事業に係る事業所等の 事業所床面積または従業者数

×

損益分配の割合 (損益分配の割合が定められて いない場合は出資の価額に応ずる割合)
--

二 「みなし共同事業」の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる場合については、
P 40～P 44を参照して下さい。

(3) 企業組合または協業組合の免税点の特例 (法701の43②、令56の72)

企業組合または協業組合(以下「企業組合等」という)の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が、当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているものまたはこれらに準じる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれの事業所ごとに免税点を判定します。

(4) 従業者数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定 (法701の43④、令56の73)

課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、算定期間中の各月末日現在における従業者数のうち最大であるものの数値が最少であるものの数値の2倍を超える事業所等については、つぎの算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者の合計数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

非課税及び課税標準の特例

1 非課税

事業所税は、その創設の趣旨、目的、性格等からみて事業所税を課すべきでないと考えられる事業所等について、人的非課税及び用途非課税の措置が講じられています。

すなわち、公共法人、公益法人等及びこれに類する法人についてはその法人の公共及び公益的な性格から非課税(人的非課税)とされ、都市施設で一般的に市町村が行うものと同種のものとされるものについては公共性が高く都市機能上必要とされること及び事業所税の目的に合致することなどから、また農林漁業関係、中小企業関係、福利厚生関係、環境関係等についてはその性格又は中小企業対策の見地などから、以下のとおり非課税(用途非課税)とされています。

(1) 非課税施設の範囲

人的非課税

用途非課税

次頁

「非課税施設」

をご覧ください。

(2) 非課税適用の判定日(法701条の34⑥)

非課税規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

なお、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、当該廃止の直前において行われていた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。

※ 新規に非課税施設を設置し申告される際には、非課税施設の所在及び面積が確認できる図面のご提出をお願いします。また、施設等の状況によっては非課税規定が適用できない場合がございますので、新規に非課税施設の申告をされようとする際には、事前(申告期限の2週間程度前まで)にご相談をお願いします(現地調査をさせていただく場合がございますので、申告期限に余裕をもってご相談ください。)。

「非課税施設」

法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
1		・国 ・非課税独立行政法人 ・法人税法に規定する公共法人	○	○	・非課税独立行政法人 ・法人税法別表第一(非課税独立行政法人を除く)に掲げる法人 ◆土地開発公社、日本放送協会、土地改良区など	
2		・法人税法に規定する公益法人等 ・人格のない社団等	○	○	・法人税法別表第二に掲げる法人 ◆学校法人、軽自動車検査協会、広域臨海環境整備センター、宗教法人、社会福祉法人、商工会議所、信用保証協会など ※ 収益事業に係るものを除く	令 56の22 56の23
3	1	削除	—	—		
	2	削除	—	—		
	3	・博物館 ・教育文化施設	○	○	・博物館法第2条第1項に規定する博物館 ・図書館法第2条第1項に規定する図書館 ・学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	令 56の24
	4	公衆浴場	○	○	・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場 ※ 県知事が入浴料金を定めるものに限る	令 56の25
	5	と畜場	○	○	・と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	
	6	死亡獣畜取扱場	○	○	・化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	
	7	水道施設	○	○	・水道法第3条第8項に規定する水道施設	

法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
3	8	一般廃棄物処理施設	○	○	・ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項</u> 若しくは <u>第6項の規定による許可</u> 若しくは <u>同法第9条の8第1項の規定による認定</u> を受けて、又は <u>同法第7条第1項ただし書</u> 若しくは <u>同条第6項ただし書</u> の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	
	9	病院・診療所等	○	○	・ <u>医療法第1条の5第1項</u> に規定する病院及び <u>同条第2項</u> に規定する診療所 ・ <u>介護保険法第8条第28項</u> に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの ・ <u>介護保険法第8条第29項</u> に規定する介護医療院で政令で定めるもの ・政令で定める医療関係者(看護師、歯科衛生士等)の養成所	令 56の26
	10	保護施設	○	○	・ <u>生活保護法第38条第1項</u> に規定する保護施設で政令で定めるもの ◆救護施設、更生施設、授産施設など	令 56の26の2
	10 の 2	小規模保育事業用施設	○	○	・ <u>児童福祉法第6条の3第10項</u> に規定する小規模保育事業の用に供する施設	
	10 の 3	児童福祉施設	○	○	・ <u>児童福祉法第7条第1項</u> に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの ◆助産施設、乳児院、保育所など	令 56の26の3
	10 の 4	認定こども園	○	○	・ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項</u> に規定する認定こども園	
	10 の 5	老人福祉施設	○	○	・ <u>老人福祉法第5条の3</u> に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの ◆養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンターなど	令 56の26の4
	10 の 6	障害者支援施設	○	○	・ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項</u> に規定する障害者支援施設	

法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
3	10 の 7	社会福祉事業用施設	○	○	・ <u>社会福祉法第2条第1項</u> に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの (上記の第10号から第10号の6に該当するものを除く)	令 56の26の5
	10 の 8	包括支援事業用施設	○	○	・ <u>介護保険法第115条の46第1項</u> に規定する包括的支援事業の用に供する施設 ◆地域包括支援センター	
	10 の 9	保育事業用施設	○	○	・ <u>児童福祉法第6条の3第9項</u> に規定する家庭的保育事業、 <u>同条第11項</u> に規定する居宅訪問型保育事業又は <u>同条第12項</u> に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	
	11	農林漁業者の直接生産用施設	○	○	・ 農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの ◆畜舎、農舎、樹苗養成施設、たい肥舎、農業生産資材貯蔵施設など	令 56の27 則 24の3
	12	農業協同組合等の共同利用施設	○	○	・ 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合又は森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの	令 56の28 則 24の4
	13	削除	—	—		
	14	卸売市場等	○	○	・ <u>卸売市場法第2条第2項</u> に規定する卸売市場 ◆中央卸売市場、地方卸売市場など ・ 卸売市場の機能を補完する倉庫、冷蔵庫、処理加工施設等	令 56の29 則 24の5
	15	削除	—	—		

法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
3	16	電気事業用施設	○	○	・電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第14号に規定する発電事業の用に供する施設で政令で定めるもの ◆発電所・変電所等の電気工作物及び保安施設など	令 56の32
	17	ガス事業用施設	○	○	・ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で政令で定めるもの ◆ガス発生設備、ガス精製設備等のガス工作物及び保安施設など	令 56の33
	18	中小企業の集積の活性化事業等用施設	○	○	・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する一定の施設 ◆工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの付属設備で独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項第3号に規定する中小企業者が行う事業の用に供するもの	令 56の34 則 24の5の2
	19	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	○	○	・次のイ又はロに掲げる施設 イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する一定の施設 ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する一定の施設	令 56の35 則 24の5の3 24の5の4

法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
3	20	鉄道事業用施設	○	○	・鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※ 事務所、発電施設以外の施設	令 56の36
	21	自動車運送事業用施設	○	○	・下記の事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの ①道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 ②貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 ③貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの ④貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの ※ 事務所以外の施設	令 56の37
	22	・バスターミナル ・トラックターミナル	○	○	・自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの ※ 事務所以外の施設	令 56の38
	23	国際路線に係る航空運送事業用施設	○	○	・国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設 ◆格納庫、運航管理施設、貨物取扱施設など	令 56の39 則 24の6
	24	電気通信事業用施設	○	○	・専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるもの（西日本電信電話株式会社・KDDI株式会社等）が当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※ 事務所、研究施設、研修施設以外の施設	令 56の40 則 24の6の2

法第701条の34

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
3	25	一般信書便事業用施設	○	○	・民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの ◆信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	令 56の40の2 則 24の6の3
	25 の 2	郵便事業用施設	○	○	・日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの ◆郵便法の規定により行う郵便の業務、国の委託を受けて行う印紙の売りさばきの業務 ◆簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設	令 56の40の3 則 24の6の4
	26	勤労者の福利厚生施設	○	○	・勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの ①事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 ◆診療室、食堂、休憩室、娯楽教養室、喫煙室、体育館など ②国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団等の組合が経営する専らこれらの組合員又は加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設 ③農業協同組合、消費生活協同組合、企業年金連合会、法人である労働組合等の組合又は団体が経営する専らこれらの構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設 ④公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人)若しくは一般財団法人(非営利型法人)又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 ⑤上記の団体等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設	令 56の41 則 24の7

法第701条の34

項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
3	27 特定路外駐車場	○	○	・<u>駐車場法第2条第2号</u>に規定する路外駐車場 で政令で定めるもの ①都市計画において定められたもの ②<u>駐車場法第12条</u>の規定により届出がなされたもの ③一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの ◆公共施設等からおおむね200メートル以内の距離に設置されるもので不特定多数の者の利用に供されるもの	令 56の42 則 24の8
	28 都市計画駐輪場	○	○	・原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で<u>都市計画法第11条第1項第1号</u>に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	
	29 高速道路事業用施設	○	○	・<u>高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号</u>に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※ 事務所以外の施設	令 56の42の2
4	特定防火対象物の消防用・防災用設備等	○		・<u>消防法第17条第1項</u>に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして政令で定めるもの〔特定防火対象物〕に設置される同項に規定する消防用設備等及び<u>同条第3項</u>に規定する特殊消防用設備等で政令で定めるもの並びに<u>建築基準法第35条</u>に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分 ※ P25～P28に解説があります	令 56の43 則 24の9
5	港湾運送事業者の本来事業用施設		○	・<u>港湾運送事業法第9条第1項</u>に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る従業者給与総額 ◆港湾労働者の詰所、現場事務所	令 56の46 則 24の10

本法附則	項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
32の4	1	博覧会に関する施設	○	○	・2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の会場内に設置される、出展参加者が博覧会に関して行う非商業的活動に係る事業の用に供する施設（令和9年3月31日までに終了する事業年度分に限ります。）	令附 16の2の7

消防用設備・防災施設等に係る非課税 （法第701条の34第4項）

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち、多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物（**特定防火対象物**）に設置される消防用設備及び防災施設等は、非課税の規定が適用されます。特定防火対象物の範囲並びに非課税の対象となる消防用設備及び防災施設等の範囲は、つぎのとおりです。

特定防火対象物

項	建 物 用 途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、更正施設等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16 の 2)	地下街
(16 の 3)	建築物の地階（（16 の 2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

注 意 ！

※ 事業所用家屋に消防用設備や防災施設が設けられていても、上記**特定防火対象物**に該当しない限り、非課税の規定の適用は受けられません。
したがって、事務所や工場に設けられた当該施設は非課税の対象にはなりません。

◎消防用設備等及び防災施設等に係る非課税割合一覧表

※非課税となるのは床面積を有する部分に限ります。

(非課税消防No. 1)

非課税の対象となる床面積	非課税割合
次の設備に係る水槽の設置部分 ◆屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用防火水槽	全 部
次の設備のポンプが設置されているポンプ室 ◆屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備	全 部
次の設備の非常用電源室又は予備電源室（発電室、蓄電池室又は変電室） ◆屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター	全 部
次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分（バルブ類（スプリンクラー設備の制御弁等）の格納部分を含むものとし、床面積を有する部分に限る） ◆屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター	全 部
総合操作盤その他消防用設備等の操作機器（火災報知設備の受信機等を含む）の設置部分（床を占有する部分に限る）	全 部
次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 ◆泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	全 部
動力消防ポンプ設備の格納庫	全 部
消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放水用器具の格納箱又は簡易消火用具の設置部分（床を占有する部分に限る）	全 部
避難器具の設置部分（床を占有する部分に限る）	全 部
排煙設備のダクトスペース（床を占有する部分に限る）及び排煙機の設置部分	全 部

非課税の対象となる床面積		非課税割合
階段 (建築基準法第35条に規定するもの)	(1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全 部
	(3) 避難階又は地上へ通ずる直通階段（特別避難階段及び避難階段を除く）の階段室（傾斜路を含む）	2分の1
廊下の部分（建築基準法第35条に規定するもの）		2分の1
避難階における屋外への出入口（建築基準法第35条に規定するもの）		2分の1
非常用出入口のバルコニーの部分（建築基準法第35条に規定するもの）		全 部
中央管理室（建築基準法施行令第20条の2第2号に規定するもの）（火災報知設備の発信機その他の消防用設備等の操作機器の設置部分を除く）		2分の1
非常用エレベーター（建築基準法第34条に規定するもの）の昇降路（機械室を含む）及び乗降ロビー		全 部
防火区画された部分（建築基準法施行令第112条第9項に規定するもの）吹抜き部分、階段の部分、ダクトスペースの部分、昇降機（エレベーター、エスカレーター等）の昇降路の部分		2分の1

非課税の対象となる床面積		非課税割合
避難通路 姫路市火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路 (主要避難通路及び補助避難通路)	(1) スプリンクラーの有効範囲内のもの	全 部
	(2) (1) 以外のもの	2分の1
喫煙所 (姫路市火災予防条例の規定により設置されたもの)		2分の1
その他 (行政命令に基づき設置するもの) (1) 特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室 (2) 建築物の構造、用途等に応じ、避難等を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等 (3) 中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンター等の設置を命じられ、これらが一体となつて中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等及び防災サブセンター等 (4) 消防用機器、避難器具等の操作面積 (行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る)		2分の1

2 課税標準の特例

非課税と同様にその創設の趣旨及び目的から事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所等について、人的な課税標準の特例及び用途による課税標準の特例の措置を講じています。

特例が適用される施設については、当該施設に係る一定割合が課税標準から控除されます。

(1) 課税標準の特例が適用される施設及びその控除割合

次頁 **「課税標準の特例施設」** をご覧ください。

(2) 課税標準の特例適用の判定日(法701条の41③)

課税標準の特例規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

なお、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。

- ◆ 課税標準の特例が適用される場合の免税点の判定は、特例適用前の事業所床面積で行います。

※ 新規に課税標準の特例施設を設置し申告される際には、課税標準の特例施設の所在及び面積が確認できる図面のご提出をお願いします。また、課税標準の特例規定等により特例を適用できる施設に制限(条件)がある場合がございますので、新規に課税標準の特例施設の申告をされようとする際には、事前(申告期限の2週間程度前まで)にご相談をお願いします(現地調査をさせていただく場合がございますので、申告期限に余裕をもってご相談ください)。

「課税標準の特例施設」

法第701条の41

項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等	
1	1	協同組合等の事業用施設	1 — 2	1 — 2	・ <u>法人税法第2条第7号の協同組合等（法人税法別表第三に掲げるもの）</u> がその本来の事業の用に供する施設 (例) 農業協同組合、信用金庫等	
	2	専修学校等用施設	1 — 2	1 — 2	・ <u>学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校</u> において直接教育の用に供する施設 (例) 経理専門学校、料理学校、理容学校等 ※ 学校法人については非課税	
	3	公害防止施設等	3 — 4		・ 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの (例) 汚水・廃液処理施設、ばい煙処理施設、粉じん処理施設等 ※ 専ら当該施設の用に供するもので事業所用家屋内に設置されるものに限る	令 56の53 則 24の11
	4	産業廃棄物処理等事業用施設	3 — 4	1 — 2	・ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるもの</u> の用に供する施設で政令で定めるもの (例) 産業廃棄物の収集・運搬・処分事業、浄化槽の清掃事業、廃油処理事業等 ※ 事務所以外の施設	令 56の53の2
	5	家畜市場	3 — 4		・ <u>家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場</u>	

法第701条の41

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
1	6	消費地食肉冷蔵施設	3 — 4		・生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの	令 56の54 則 24の12
	7	醸造業の製造用施設	3 — 4		・みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類(酒税法第2条第1項に規定する酒類をいう)の製造者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの ※ 包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設に限る	令 56の56
	8	木材市場・木材保管施設	3 — 4		・木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの ※ 保管施設は専ら木材の保管の用に供される施設のみに適用	令 56の57
	9	ホテル・旅館用施設	1 — 2		・旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの (例) 客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)、その他宿泊に係るロビー、浴室、厨房、機械室等これらに類する施設(消防用設備又は防災施設・設備に係る部分は除く) ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く	令 56の60 則 24の19
	10	港湾施設のうち一定のもの	1 — 2	1 — 2	・港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で政令で定めるもの (例) 航行補助施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設	令 56の61 則 24の19

法第701条の41

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
1	11	港湾施設（上屋、倉庫）	3 — 4	1 — 2	・港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で政令で定める上屋及び倉庫 ※ 倉庫については倉庫業法に規定する倉庫業者の本来事業用倉庫に限る	令 56の62
	12	外国貿易用コンテナ 貨物荷さばき施設	1 — 2		・外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設 (例) コンテナフレートステーション	
	13	一般港湾運送事業・港 湾荷役事業用上屋	1 — 2		・港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	
	14	倉庫業者の倉庫 (営業用倉庫)	3 — 4		・倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 ※ 倉庫業を営む者（倉庫業者）が寄託を受けた物品の保管を行う倉庫であって、国土交通大臣の登録を受けたものに限る	
	15	タクシー事業用施設	1 — 2	1 — 2	・道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る）の用に供する施設で政令で定めるもの ※ タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	令 56の63
	16	公共の飛行場に設置さ れる施設	1 — 2	1 — 2	・公共の飛行場に設置される施設で政令で定めるもの (例) 格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他航空運送事業の用に供する施設	令 56の64 則 24の20 24の6
	17	流通業務地区内に設置 される上屋・店舗等	1 — 2	1 — 2	・流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で政令で定めるもの (例) トラックターミナル、倉庫、荷さばき場 ※ 事務所以外の施設に限る	令 56の65

法第701条の41

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
1	18	流通業務地区内に設置される倉庫業者の倉庫	3 — 4	1 — 2	・ <u>流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項</u> に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	
	19	特定信書便事業用施設	1 — 2	1 — 2	民間事業者による信書の送達に関する <u>法律第2条第9項</u> に規定する特定信書便事業者が、その本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※ 信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	令 56の66 則 24の21
2		心身障害者を多数雇用する事業所等	1 — 2		・ 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等 ※ <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号</u> の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る	令 56の68 則 24の22

本法附則第33条

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
1		沖縄振興特別措置法に 基づく特定民間観光関 連施設 ※ 適用期限あり	1 － 2		・ <u>沖縄振興特別措置法第7条第1項</u> に規定する 提出観光地形成促進計画において定められた <u>同法第6条第2項第2号</u> に規定する観光地形 成促進地域において設置される <u>同法第8条第 1項</u> に規定する特定民間観光関連施設のうち 政令で定めるもの	令附 16の2の 8① 令附 16の2の 10 則附 12の3
2		沖縄振興特別措置法に 基づく情報通信産業施設 ※ 適用期限あり	1 － 2		・ <u>沖縄振興特別措置法第29条第1項</u> に規定 する提出情報通信産業振興計画において定 められた <u>同法第28条第2項第2号</u> に規定 する情報通信産業振興地域において設置さ れる <u>同法第3条第6号</u> に規定する情報通信 産業又は <u>同条第8号</u> に規定する情報通信技 術利用事業の用に供する施設のうち政令で 定めるもの	令附 16の2の 8② 令附 16の2の 10
3		沖縄振興特別措置法に 基づく産業高度化・事業 革新促進事業施設 ※ 適用期限あり	1 － 2		・ <u>沖縄振興特別措置法第35条の2第1項</u> に規 定する提出産業高度化・事業革新促進計画に おいて定められた <u>同法第35条第2項第2号</u> に規定する産業高度化・事業革新促進地域に おいて設置される <u>同法第3条第9号</u> に規定す る製造業等又は <u>同条第10号</u> に規定する産業 高度化・事業革新促進事業の用に供する施設 のうち政令で定めるもの	令附 16の2の 8③ 令附 16の2の 10
4		沖縄振興特別措置法に 基づく国際物流拠点産 業施設 ※ 適用期限あり	1 － 2		・ <u>沖縄振興特別措置法第42条第1項</u> に規定す る提出国際物流拠点産業集積計画において定 められた <u>同法第41条第2項第2号</u> に規定す る国際物流拠点産業集積地域において設置さ れる <u>同法第3条第11号</u> に規定する国際物流 拠点産業の用に供する施設のうち政令で定め るもの	令附 16の2の 8④ 令附 16の2の 10

本法附則第33条

項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	該 当 施 設	政令等
5		特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく生産施設	1 － 4		・特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者若しくは同条第4項に規定する特定事業協同組合等が同法第3条第1項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち政令で定めるもの ※法人の場合には、令和8年3月31日まで に終了する事業年度分まで ※個人の場合には、令和7年分まで	令附 16の2の 8⑥ 令附 16の2の 10 則附 12の3③
6		子ども・子育て支援法に基づく特定事業所内保育施設	3 － 4	3 － 4	・平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が、<u>児童福祉法第6条の3第12項</u>に規定する業務を目的とする<u>同法第59条の2第1項</u>に規定する施設のうち、当該政府の補助に係る特定事業所内保育施設 ※法人の場合には、補助開始日の属する事業年度から当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで ※個人の場合には、補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年前の年分まで	則附 12の3④

申告納付

1 申告納付について

事業所税は、申告義務者自身で納付すべき税額を計算し、その結果を申告・納付していただく申告納付制度が採用されております。(法701の45)

下記事項にご留意のうえ、期限内に申告・納付してください。

(1) 申告しなければならない者

市内において事業を行っている者で、課税標準の算定期間の末日現在(事業年度末時点)に、その事業の用に供する事業所等の延床面積の合計が1,000㎡(免税点)を超えることとなる者〔資産割〕、ならびに当該市内の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超えることとなる者〔従業者割〕。(法701の43)

(2) 申告納付期限

- ・法人 …… 事業年度終了の日から2ヶ月以内(法701の46①)
- ・個人 …… 事業を行った年の翌年3月15日まで(法701の47①)

(3) 申告納付場所

- ・申告書 …… 姫路市役所財政局税務部市民税課
※申告書は郵送、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した電子申告による提出も受け付けています。

・納付場所

① 次の金融機関の本支店

銀 行	三井住友、山陰合同、中国、阿波、百十四、伊予 みなと、トマト
信 用 金 庫	姫路、播州、兵庫、但馬、西兵庫、但陽
信 用 組 合	近畿産業、兵庫県医療、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり
農 業 協 同 組 合	兵庫西農業協同組合、兵庫県信用農業協同組合連合会
そ の 他	近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会

※令和7年(2025年)4月1日現在

② 近畿2府4県(兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県)の各ゆうちょ銀行及び各郵便局

③ 電子納税について

eLTAX対応ソフトウェアをご利用の場合は、電子納税を行うことができます。詳しくはeLTAXホームページ(<https://eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

(4) 申告書に添付する明細書等

つぎに掲げる各明細書等を添付してください。

名 称	添付が必要な場合	様 式
事業所等明細書	常に添付が必要	第44号様式別表1
非課税明細書	非課税の規定に該当する施設がある場合	第44号様式別表2
課税標準の特例明細書	課税標準の特例の規定に該当する施設がある場合	第44号様式別表3
共用部分の計算書	事業所部分に共同の用に供する部分がある場合	第44号様式別表4
減免申請書	減免の規定に該当する施設がある場合	—
みなし共同事業に係る明細書	特殊関係者を有する者の場合	—

※ 新たに非課税施設、特例施設若しくは減免対象施設又は休止施設を申告される場合や、非課税等対象施設の面積を変更された場合には、対象施設の所在及び面積が確認できる図面のご提出をお願いします(現地調査をさせていただく場合がございますので、申告期限の2週間程度前までに余裕をもってご相談をお願いします。)

(5) 期限後申告及び修正申告納付等

一 期限後の場合(法701の49①、法701条の60、法701条の61)

市長の決定通知があるまでは、期限後も申告納付はできます。ただし、この場合所定の延滞金・加算金がかかります。

二 すでに確定した課税標準額または税額が過少である場合(法701の49②)

すでに確定した課税標準額または税額が過少であったため、不足額がある場合は、修正申告書を提出してください(申告書等の様式は通常の場合と同じです)。

三 すでに確定した課税標準額または税額が過大である場合(法20条の9の3)

提出済みの申告書または修正申告書に記載した課税標準額または税額等の計算が誤っていた、又は非課税事業所床面積が過少であったなどの理由により、税額が過大となる場合は、通常の法定納期限から5年以内に限り「**更正の請求**」をすることができます。

(6) 更正または決定

一 更正

申告書又は修正申告書の提出があった場合において、当該申告書等に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することがあります。

(法701の58①)

二 決定

申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、申告すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。(法701の58②)

2 延滞金

納期限後に税額を納付する場合は、その税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合(当該期間のうち平成26年1月1日以降の期間については、各年の特例基準割合に年7.3%を加算した割合が年14.6%の割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合)を乗じて計算した額の延滞金加算されます。

ただし、次の期間については、7.3%の割合(当該期間のうち平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4%の割合を加算した割合、平成26年1月1日以降の期間については、各年の特例基準割合に年1%を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1%を加算した割合)を乗じて計算します。

一 納期限までに提出した申告書の場合(法701の60①一)

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

二 納期限後に提出した申告書の場合(法701の60①二)

申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

三 修正申告の場合(法701の60①三)

修正申告を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

四 更正又は決定の場合(法701の59②)

更正又は決定に係る納期限までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間

※ 税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

※ 延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

3 加算金

期限後申告、修正申告、更正又は決定をした場合には、つぎの加算金がかかります。

(1) 過少申告加算金

納税者の方が申告納付期限内に申告した場合において、その申告した税額が過少であるため修正申告をした場合や、市長が調査に基づき税額を更正した場合は、修正申告等により増加した税額の10%が過少申告加算金としてかかります。

ただし、修正申告等により増加した税額が、申告納付期限内に申告した税額または50万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、その超える部分に対する過少申告加算金の割合は15%となります。

なお、市長による更正があることを予知することなく、自主的に修正申告をした場合は、過少申告加算金がかかりません。（法701の61）

(2) 不申告加算金

納税者の方が申告納付期限後に申告した場合や、申告書の提出がなかったために、市長が調査に基づき課税標準額及び税額を決定した場合は、原則として納付すべき税額の15%が不申告加算金としてかかります。

ただし、その税額が50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額に対する不申告加算金の割合は20%に、300万円を超える部分に相当する金額に対する不申告加算金の割合は30%になります。

なお、申告納付期限後であっても市長による決定があることを予知することなく、自主的に申告した場合には、不申告加算金の割合は5%となります。（法701の61）

(3) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて35%相当額の重加算金が、不申告加算金に代えて40%相当額の重加算金が、それぞれかかります。（法701の62）

(4) 加算金の加重措置（平成29年1月1日施行）

過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金（市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は隠蔽・仮装に基づく修正申告等により重加算金を課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金（市長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。）又は重加算金を課されることとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。（法701の61・法701の62）

みなし共同事業

1 概要

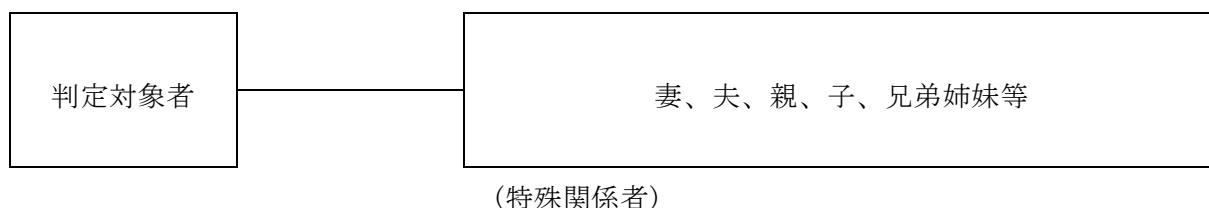
特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等と同一家屋内で行われている場合(当該事業がその特殊関係者を有する者と意志を通じて行われているものではなく、かつ事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。)には、その特殊関係者の行う事業は、特殊関係者を有する者及びその特殊関係者の共同事業とみなすこととされています。(法701の32②、令56の21②)

2 特殊関係者の範囲

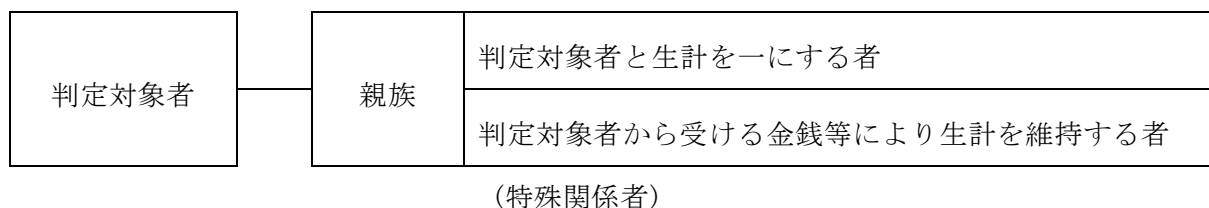
(1) 特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。(令56の21①、令5①)

※文章中の「同族会社」についてはP 42を参照してください。

① 判定対象者（特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

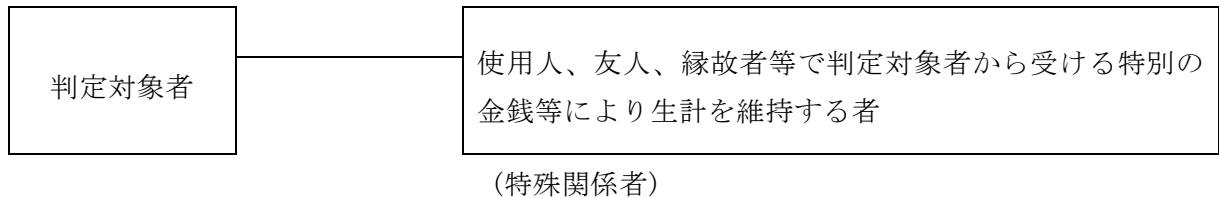


② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で、
ア 判定対象者と生計を一にする者(有無相助けて日常生活の資を共通にしている者をいい、必ずしも同居していることを必要としません。)
イ 判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者(判定対象者から給付を受けた金銭その他の財産及びその金銭の運用によって生ずる収入を日常生活の資の主要部分としている者)



③ ①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者

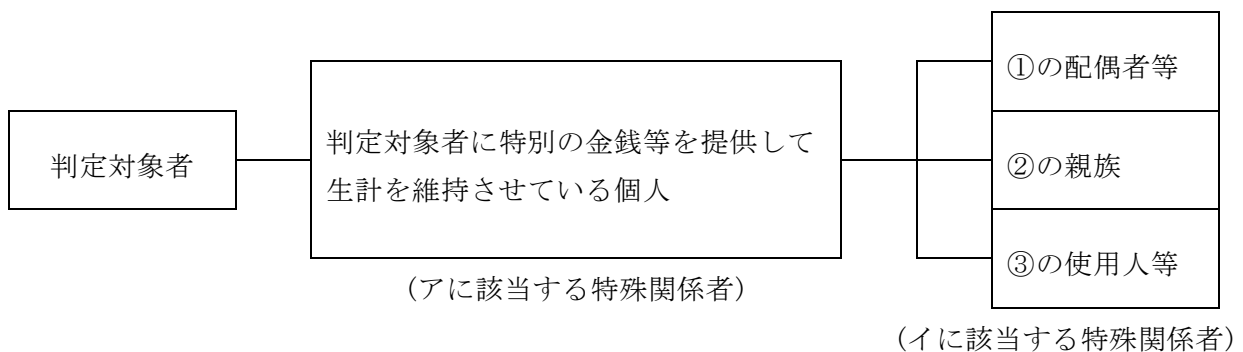
この場合の「特別の金銭」とは、給料、報酬等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく、又は故なく対価以上に受ける金銭をいいます



④次に掲げる個人

ア 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人(前記の①及び②に該当する者を除く。)

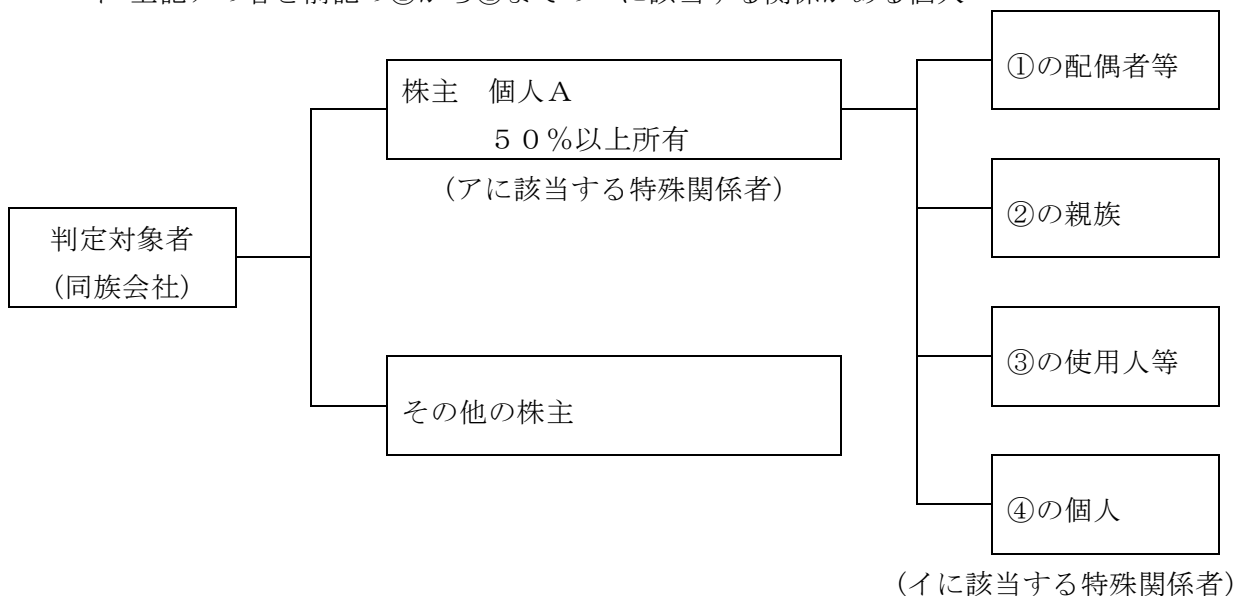
イ 上記アの者と前記の①から③までの一に該当する関係がある個人



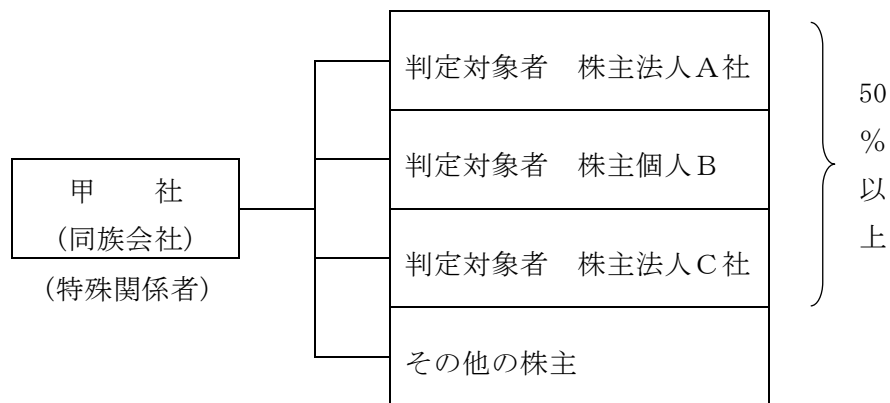
⑤判定対象者が同族会社である場合に

ア 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人

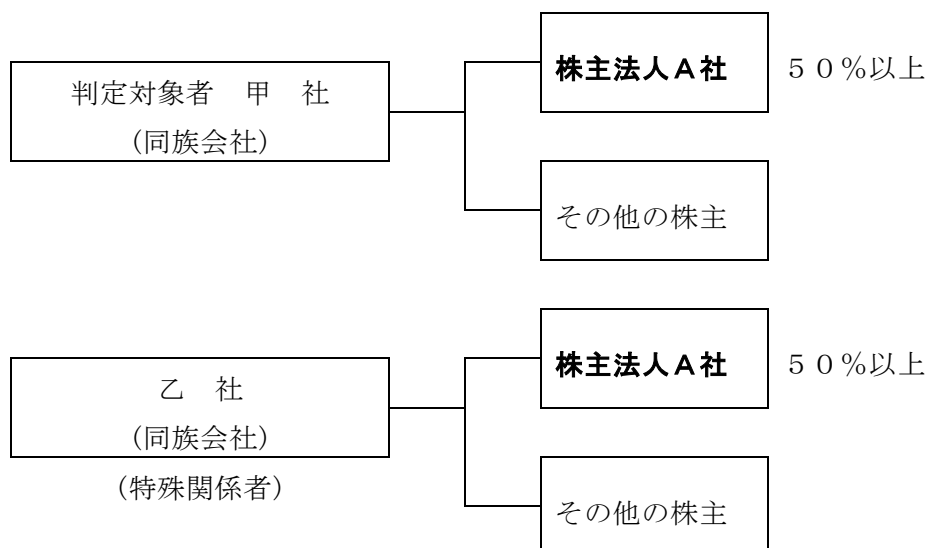
イ 上記アの者と前記の①から④までの一に該当する関係がある個人



⑥判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社



⑦判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と前記の①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



※ 同族会社とは

法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の3人以下並びにその株主等と特殊な関係にある個人及び法人（株主グループ）が、その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます。

なお、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から上記の「株式の総数等による判定」に加え、「議決権の数による判定」及び「社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）による判定」が追加されました。

◆⑦の例示において、乙社を判定対象者とした場合、甲社は特殊関係者に該当します。このように、相互に特殊関係者及び特殊関係者を有するものになる場合があります。

(2) 特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定

法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間(原則として1月1日から12月31日まで)の末日の現況により行います。(令56の21⑤)

3 免税点の判定

事業所税の免税点は、資産割にあっては市内の各事業所等の事業所床面積の合計が1,000㎡以下、従業者割にあっては市内の各事業所等の従業者数の合計が100人以下とされていますが、特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業がある場合における免税点の判定方法は、次のとおりです。(令56の75②)

(1) 資産割

特殊関係者を有する者の資産割における免税点の判定は、自己が単独で行っている事業の事業所床面積と共同事業とみなされた特殊関係者の行う事業に係る事業所床面積との合算で行われます。

(2) 従業者割

特殊関係者を有する者の従業者割における免税点の判定は、自己が単独で行っている事業の従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の行う事業に係る従業者数との合算で行われます。

4 課税標準の算定

共同事業とみなされる事業がある場合、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準を算定する上では、それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額のみが、課税標準の対象となります。(令56の51②)

事例		免税点の判定		課税標準の判定	
(例1)		A社		A社	
A社	特殊関係者	・資産割	400㎡(免税点以下)	・資産割	なし
B社	特殊関係者を有する者	・従業者割	50人(免税点以下)	・従業者割	なし
A社	B社	B社		B社	
400㎡	800㎡	・資産割	800㎡ + (400㎡)	・資産割	800㎡
50人	70人		= 1,200㎡(免税点超)	・従業者割	70人の従業員給与総額
		・従業者割	70人 + (50人)		
			= 120人(免税点超)		

事例	免税点の判定	課税標準の判定									
(例2) A社及びB社が相互に特殊関係者及び特殊関係者を有する者である場合 <table><tr><td>A社</td><td>B社</td></tr><tr><td>400㎡</td><td>800㎡</td></tr><tr><td>20人</td><td>50人</td></tr></table>	A社	B社	400㎡	800㎡	20人	50人	A社 ・資産割 400㎡ + (800㎡) = 1,200㎡ (免税点超) ・従業者割 20人 + (50人) = 70人 (免税点以下) B社 ・資産割 800㎡ + (400㎡) = 1,200㎡ (免税点超) ・従業者割 50人 + (20人) = 70人 (免税点以下)	A社 ・資産割 400㎡ ・従業者割 なし B社 ・資産割 800㎡ ・従業者割 なし			
A社	B社										
400㎡	800㎡										
20人	50人										
(例3) A社 特殊関係者 B社 特殊関係者を有する者 甲区 <table><tr><td>A社</td><td>B社</td></tr><tr><td>400㎡</td><td>500㎡</td></tr><tr><td>30人</td><td>40人</td></tr></table> 乙区 <table><tr><td>B社</td></tr><tr><td>300㎡</td></tr><tr><td>20人</td></tr></table>	A社	B社	400㎡	500㎡	30人	40人	B社	300㎡	20人	A社 ・資産割 400㎡ (免税点以下) ・従業者割 30人 (免税点以下) B社 ・資産割 300㎡ + 500㎡ + (400㎡) = 1,200㎡ (免税点超) ・従業者割 20人 + 40人 + (50人) = 110人 (免税点超)	A社 ・資産割 なし ・従業者割 なし B社 ・資産割 300㎡ + 500㎡ = 800㎡ ・従業者割 60人の従業員給与総額
A社	B社										
400㎡	500㎡										
30人	40人										
B社											
300㎡											
20人											

(注)  はみなし共同事業となる部分を示します。

5 申告納付等

免税点の判定を行った結果、免税点を超えることとなった場合には、課税標準及び税額を算定して事業所税の申告をしてください。

なお、申告書には、みなし共同事業に係る明細書を添付してください。

みなし共同事業とされた部分に係る事業所税は、特殊関係者を有するものと特殊関係者とが連帯して納税義務を負うこととなります。(法10の2①)

貸付状況に係る申告

1 概要

事業所用家屋（貸ビル等）を貸し付けている者は、姫路市市税条例第112条の19第2項及び第3項の規定によりその事業所用家屋の床面積その他必要な事項について、次の要領により申告していただくことになっています。（法701の52②）

（1）申告義務者及び申告期限等

一 事業所用家屋を新たに貸し付けた場合

貸し付けを行った日の属する月の翌月末日まで

二 一で申告した事項に解除、廃止及び変更等の異動が生じた場合

異動が生じた日の属する月の翌月末日まで

（2）申告場所

姫路市役所財政局税務部市民税課

2 事業所床面積について

（1）事業所用家屋

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供されているものをいいます。

なお、事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。したがって、不動産登記法上の建物とも原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。

（2）事業所床面積

事業所床面積は、事業所用家屋の延床面積及び入居者ごとの事業所等の用に供する床面積をいいます。ただし、事業所用家屋である家屋に専ら事業所等の用に供する部分に係る共用部分があるときは、次の算式によって事業所床面積を算出します。

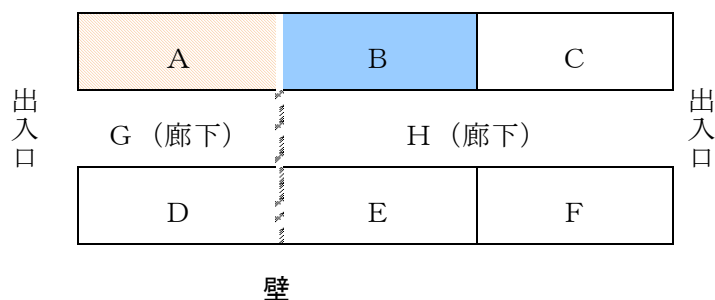
事業所床面積 =

$$\text{事業所部分の専用床面積} + \left(\frac{\text{専ら事業所等の用に供する各共用部分の延床面積の合計}}{\text{事業所部分の専用床面積の合計}} \times \text{事業所部分の専用床面積} \right)$$

(注) 共用部分の認定については、当該事業所用家屋の構造、当該部分の効用及び使用の実態等を勘案して定めるものです。なお、賃貸借契約の内容に当該部分が共用部分として含まれているか否かにかかわらず、当該部分の使用実態等により認定されます。

例をあげて図示すると次のようになります。

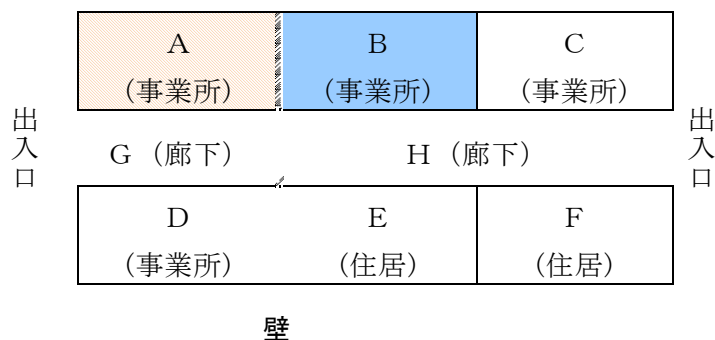
一 事業所等と事業所等に係る共用部分がある場合



① A事業所の床面積は $A + G \times \frac{A}{A + D}$ となります。

② B事業所の床面積は $B + H \times \frac{B}{B + C + E + F}$ となります。

二 事業所等と住居に係る共用部分がある場合



①A事業所の床面積は $A + G \times \frac{A}{A + D}$ となります。

②B事業所の床面積は $B + H \times \frac{B}{B + C + E + F}$ となります。

(3) 共用部分および一部共用部分

共用部分とは各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には、エレベーター室、エレベーター前ホール、共用トイレ、廊下、階段、機械室、電気室等が含まれます。

なお、共用部分のうち、一部の入居者のみに係る共用部分是一部共用として、当該一部共用に係る入居者のみの専用部分の割合により按分計算を行うこととなります。

事業所税の減免

天災その他特別の事情がある場合において、事業所税の減免を必要とすると認められる者その他特別の事情がある者については、減免される場合があります。(姫路市市税条例第112条の21)
姫路市の減免規定はつぎのとおりです。(姫路市市税条例施行規則第14条第1項)

※ 新規に減免対象施設について減免申請書を提出される場合には、減免対象施設の所在及び面積が確認できる図面のご提出をお願いします。また、減免規定の詳細等により減免を適用できる施設に制限(条件)がある場合がございますので、新規に減免申請書を提出されようとする際には、事前(申告期限の2週間程度前まで)にご相談をお願いします(現地調査をさせていただく場合がございますので、申告期限に余裕をもってご相談ください。)

施 設	減 免 す る 額
(1) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の4分の3
(2) マッチの製造を行う者が、本来の事業の用に供する施設のうち、市長が定める一定の施設	資産割の2分の1
(3) 皮革等の製造を行う者が、本来の事業の用に供する施設のうち、市長が定める一定の施設	資産割の2分の1
(4) 道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
(5) 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)若しくは同法第124条に規定する専修学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	資産割及び従業者割の一定割合
(6) 酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1

施 設	減 免 す る 額
(7) 法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部
(8) 法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内において有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
(9) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	資産割及び従業者割の全部
(10) 旧中小企業振興事業団法の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
(11) 削除	
(12) 果実飲料の日本農林規格の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	資産割の2分の1
(13) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が、その本来の事業の用に供する施設	従業者割の全部

施 設	減 免 す る 額
(14) 野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
(15) ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	資産割の2分の1
(16) 鎖、ボルト又はナットの製造を行う者の事業所用施設のうち、市長が定める一定の施設	資産割の2分の1
(17) 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む。）及び製品倉庫	資産割の2分の1
(18) 古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	資産割の2分の1

質 疑 応 答

§ 課税客体・納税義務者

● 仮店舗の取り扱いについて

問

社屋の建替えに当たり、その期間中、仮店舗により事業を行っている場合、当該仮店舗の床面積は、資産割の課税標準となる事業所床面積として取り扱われることになるのですか。

答

仮店舗の事業所床面積については「仮」という名称が付されているものであるとしても現に事業がそこで継続して行われているものですから、課税標準の算定期間の末日において事業所用家屋と把握される以上、課税標準に含まれるものです。

● 空室の取り扱いについて

問

貸ビルのなかに空室がある場合は、課税はどのようなになるのですか。

答

事業所税は、事業所等において事業を行う者に課税することとなっていますので、貸ビルの貸室にかかる部分は借主に課税されることとなります。したがって、貸室部分が空室の場合は、その部分については事業を行う者が存しないこととなり、事業所税の課税対象とはなりません。なお、貸付申告書に記載される場合は、当該空室部分について貸付先欄に「空室」と記載をお願いします。

● 課税対象となる事業所用家屋について

問

屋根だけの設備の車庫の取り扱いはどうなりますか。

答

課税対象となる事業所用家屋であるかどうかは、原則として不動産登記法上にある「建物」に該当するかどうかにより、判定することになります。また、登記の有無には左右されません。この問の場合、「建物」には該当しませんので、事業所税の課税対象とはなりません。

§ 課税標準

● 共用部分の床面積の取り扱いについて

問

床面積のうち共用部分の床面積の取り扱いはどうなりますか。

答

貸ビル等にかかる共用部分の床面積の扱いについては、貸ビル等の専用部分の床面積によって按分して課税標準を算定します。（詳しくはP 4 5を参照してください。）

● 役員の利益処分の賞与の取り扱いについて

問

役員に対する利益処分の賞与は、従業者給与総額に算入されますか。

答

役員に対する利益処分の賞与は、従業者給与総額に算入しないことが適当であるとされています。

● 年齢65歳以上の者の給与等の算定について

問

課税標準の算定期間の途中で満65歳になった者の従業者給与額の取り扱いはどのようになりますか。

答

従業者割に係る免税点の判定に際し、従業者が年齢65歳以上の者であるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定に当たっては、従業者の給与計算の基礎となる期間（週給、月給などの期間）の末日において、年齢65歳以上の者に該当するかどうかを判定することになります。したがって、算定期間の途中で満65歳になった者については、従業者割に係る免税点判定の従業者数には含まれませんが、課税標準の従業者給与総額の算定においては、その者が満65歳未満としての期間に支給された給与等は課税標準に算入されます。

§ 非課税・課税標準の特例

● 非課税となる運送業の施設について（法701の34③21）

問

運送業の場合、事務所以外はすべて非課税と理解してよろしいか。

答

当該運送業が法第701条の34第3項第21号に規定する運送事業であれば、事務所以外の施設はすべて非課税となります。具体的には営業所、車庫、保管庫、荷扱所、上屋、詰所、修理工場等が該当します。また、これらの施設に係る従業員も非課税となります。ただし、整備工場については直営に限られますので、委託等による整備工場は非課税に該当しません。

● 福利厚生施設の範囲について（法701の34③26）

問1

非課税となる福利厚生施設には具体的にどのようなものがありますか。

答1

法第701条の34第3項第26号の規定により非課税となる福利厚生施設を例示すると、体育館、食堂、売店、娛樂室、診療室が該当します。

更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、その施設が業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。

研修所、トイレ、湯沸室、従業員の駐車施設は、福利厚生施設に該当しません。

問2

更衣室、浴場等については、業務用施設として認められるもの以外のものは非課税として取り扱ってよいということですが、業務用施設かどうかの判定の基準は何ですか。

答2

業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでその施設の使用形態の実態等によって判断しなければなりませんが、一般的にデパート及び銀行等において就業規則等で制服の着用が義務づけられている女子に係る更衣室や鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場、タクシー乗務員の仮眠室等は業務に係る施設として取り扱われます。

問3

福利厚生施設として従業員食堂を設けていますが、食堂前の廊下等の共用部分も含めて非課税床面積としてもよいのでしょうか。

答3

非課税施設に係る床面積は、当該非課税施設部分のみが対象となります。したがって、廊下等は非課税としての共用部分の取り扱いはしません。

● 路外駐車場について（法701の34③27）

問1

非課税となる路外駐車場とは、どのようなものですか。

答1

具体的には、都市計画において定められた路外駐車場、駐車場法の規定による届出に係る路外駐車場及び不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（概ね200m）以内に設置する路外駐車場が非課税に該当します。

なお、路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設（建物）で一般公共の用に供するものをいいます。

問2

路外に設置された公共の用に供する駐車場において、時間貸しと月極貸しの両方を行っている場合はどうなりますか。

答2

時間貸しと月極貸しの両方を行っている場合は、基本的には面積按分により算出した時間貸し部分の面積について、路外駐車場として扱います。この場合、月極貸し部分については路外駐車場には該当しません。

● 非課税となる消防・防災用施設について（法701の34④）

問1

オフィスビルに設けられたスプリンクラー施設や避難階段などの消防用及び防災用施設は、非課税となりますか。

答1

非課税となる消防用施設・防災用施設は、百貨店、旅館等の一定の防火対象物（特定防火対象物）に設置されるものに限られます。したがって、そのオフィスビルが百貨店、旅館等の複合用途防火対象物に該当しない限り、設置された消防用施設・防災用施設は非課税になりません。

同様に、工場内に設けられた消防用・防災用施設も非課税にはなりません。

問 2

消防用と一般用の設備とが併設されている場合の取扱いは、どのようにすればよいのですか。

答 2

消防用設備と一般業務用設備とがその設置場所を共用している場合には、それぞれの設備の占用床面積に応じ、按分して算出してください。

問 3

避難通路及び廊下を基準以上の幅で設けている場合、その超えている部分も含めて非課税に係る避難通路及び廊下として取り扱ってもよろしいか。

答 3

条例及び建築基準法施行令に規定する幅の数値を超えて設けた避難通路及び廊下については、防災上望ましいことであり、また、通常その部分は明確に区画されているものですから、その全部を非課税に係る避難通路又は廊下として差し支えありません。

● 心身障害者を多数雇用する事業所等（法701の41②、令56の68）

問

課税標準の特例の対象とされる「心身障害者を多数雇用する事業所等」とはどのようなものですか。

答

「心身障害者を多数雇用する事業所等」とは、常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数と短時間労働重度心身障害者の数に短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働者心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上になる事業所とされています。

● 倉庫業者の倉庫について（法701の41①14）

問

課税標準の特例規定の適用がある倉庫とは、どのようなものですか。

答

課税標準の特例の対象とされる倉庫とは、倉庫業法に規定する倉庫業者（国土交通大臣の登録を受けた者）がその本来の事業の用に供する倉庫（運輸局の登録等を受けた倉庫）です。なお、上記の条件を満たしていれば、借り上げている倉庫も含まれます。

● 税率・免税点

問 1

免税点は基礎控除と考えてよいですか。

答 1

事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するため設けられているもので、基礎控除の制度ではありません。

例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1, 100㎡の場合は、事業所税のうち資産割の免税点（1, 000㎡）を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1, 100㎡が課税対象となります。

問 2

事業年度途中で事業所を廃止した場合の課税はどのようなになるのですか。

答 2

事業年度途中で事業所等を廃止した場合の課税関係は、つぎのようになります。

- ・ 事業年度末における姫路市内の他の事業所等の延床面積の合計が免税点以下の場合は、課税対象とはなりません。（免税点以下申告）
- ・ 事業年度末における姫路市内の他の事業所等の延床面積の合計が免税点を超える場合は、当該廃止された事業所等については、月割によって資産割が課税されることになります。

● 申告・その他

問

事業所税は、法人が中間の仮決算をした場合、中間申告の必要はあるのですか。

また、個人について前年度実績に基づく予定納税の必要はあるのですか。

答

事業所税は、所得税、法人税及び法人等の市民税と異なり、中間申告又は予定納税の制度はありません。

申告書記載例

次頁以降に、事業所税の申告の具体的な事例について、計算方法と申告書の書き方を記載しておりますので参照してください。

マイナンバー「個人番号又は法人番号」記載欄の追加について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、事業所税に関する各種申告書においても「個人番号又は法人番号」の記載欄が設けられました。

マイナンバーを記載していただく必要がある各種申告書及び時期は下表のとおりです。

名 称	マイナンバーの記載が必要となる時期
事業所税申告書（第44号様式）	平成28年（2016年）1月1日以後に開始する事業年度（又は算定期間）に係る申告から
事業所等明細書（第44号様式別表1）	
非課税明細書（第44号様式別表2）	
課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）	
共用部分の計算書（第44号様式別表4）	
みなし共同事業に係る明細書	
事業所税減免申請書 ※	平成28年（2016年）1月1日以後に提出する申告又は申請から
事業所用家屋貸付申告書 ※	
事業所等の新設・廃止申告書 ※	

※印のものについては、個人の方の場合、「個人番号」の記載の必要はございません。

事業所税

姫○企画商事 株式会社

決算期 3月31日(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

事業所合計床面積 2,777.85㎡

内訳 ・本社(姫路市本町6-8) 890.15㎡

[うち社員用食堂45.00㎡]

・A支店(姫路市安田4-1) 437.50㎡

[※ 貸しビルに入居]

・B支店(姫路市書写118) 250.20㎡

[令和2年10月3日 新築]

・C工場(姫路市白浜町乙1) 1200.00㎡

[法第701条の41第1項第4号該当]

※ 延床面積2,500㎡のテナントビルの中に専用床面積として、
350㎡を賃貸借契約しているが、このビルには玄関ホール、
廊下、階段等共用部分が500㎡ある。

従業者給与総額 (市内事業所に勤務する従業者 120人)

500,718,889円

内訳 ・本社 従業者給与額(100人分) 439,223,008円

うち65歳以上(5人分) 13,800,337円

障害者(2人分) 5,480,550円

19,280,887円

・A・B支店 (20人分) 61,495,881円

1. 免税点判定

① 資産割 本社社員用食堂は非課税施設(福利厚生施設)に該当します

$$2,777.85 - 45.00 = 2,732.85\text{㎡}$$

免税点(1,000㎡)を超えるので課税になります

② 従業者割 年齢65歳以上及び障害者である従業員は免税点判定の際には

従業者数に含めません

$$120 - 7 = 113\text{人}$$

免税点(100人)を超えるので課税になります

2. 課税標準及び税額計算

① 資産割

$$\text{・本社, A支店 } 890.15 + 437.50 = 1,327.65\text{㎡}$$

$$(1,327.65 - 45.00) \times 12 / 12 = 1,282.65\text{㎡}$$

$$\text{・B支店 } 250.20 \times 5 / 12 = 104.25\text{㎡}$$

$$\text{・C工場 } 1200.00 \times 3 / 4 = 900.00\text{㎡} \quad (\leftarrow \text{控除対象床面積})$$

$$1200.00 - 900.00 = 300.00\text{㎡}$$

$$(1,282.65 + 104.25 + 300.00) \times 600$$

$$= 1,012,140\text{円}$$

② 従業者割

$$500,718,889 - 19,280,887 = 481,438,002\text{円}$$

$$481,438,000 \times 0.25 / 100 = 1,203,595\text{円}$$

③ 事業所税額(100円未満切捨て)

$$1,012,140 + 1,203,595 = 2,215,700\text{円}$$

3. 申告納付期限

令和3年5月31日

受付印	令和 3 年 5 月 31 日	※処理事項			発信年月日		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					通信日付印	確認印	1234567			599999999	
							申告年月日		令和 3 年 5 月 31 日		
(フリガナ) 氏名又は 名称	ヒメマルキカクショウジ カブシキガイシャ 姫○企画商事 株式会社	住所 本店 又は 支店 所在地	〒 670-0012 姫路市本町6-8		(電話 079-221-1234)		事業種目	産業廃棄物処理業			
個人番号又は 法人番号	1234567890123				(電話)		資本金の額又は 出資金の額	20.000 千円			
(フリガナ) 法人の代 表者氏名	ヒメジ ヤスコ 姫路 安子				(電話)		所轄税務署名	姫路 税務署			

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間 の事業所税の 申告書										この申告に 応答する者 の氏名	(電話 079-221-1234) 姫路 城子
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	----------------------------

資 産 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業 所床面積 ①	2,527.65㎡	従 業 者 割	従業者給与総額 ⑫		500,718,889円
		算定期間 の 中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②	250.20㎡		非課税に係る従業者給与総額 ⑬		19,280,887円
	非課税に係る 事業所床面積	① に 係 る 非 課 税 床 面 積 ③	45.00㎡	控除 事業所 床面積	控除従業者給与総額 ⑭		円
		② に 係 る 非 課 税 床 面 積 ④	円		課税標準となる従業者給与と総額 (⑫－⑬－⑭) ⑮		481,438,000円
	控除事業所 床面積	① に 係 る 控 除 床 面 積 ⑤	900.00㎡	既 に 納 付 の 確 定 し た 従 業 者 割 額	従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$) ⑯		1,203,595円
		② に 係 る 控 除 床 面 積 ⑥	円		既に納付の確定した従業者割額 ⑰		円
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる 床面積 (①－③－⑤) × $\frac{12}{12}$ ⑦	1,582.65㎡	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩＋⑰) ⑱		2,215,700円	
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	104.25㎡	既に納付の確定した事業所税額 (⑪＋⑰) ⑲		円	
		課税標準となる床面積合計 (⑦＋⑧) ⑨	1,686.90㎡	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱－⑲) ⑳		2,215,700円	
	資 産 割 額 (⑨×600円) ⑩			1,012,140円	事業年度末の 従 業 者 数	120人	← 必ず記入してください 備考
既 に 納 付 の 確 定 し た 資 産 割 額 ⑪			円	上のうち非課税 従 業 者 数	7人		
休 止 施 設			円	関 与 税 理 士 氏 名	(電話)		

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
1 算定期間を通じて使用された事業所等					1234567			599999999		
2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等				氏名又は 名称	姫○企画商事 株式会社					
				個人番号又は 法人番号	1234567890123					

明細番号 番／枚目	明細 区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割			従 業 者 割	
				専用床面積 ㊦	事業所床面積 (㊦+㊩) ㊧	使用した期間(平成年月日)	従業者数 ㊤	従 業 者 給 与 総 額 ㊨
				共用床面積 ㊩		同上の月数		
1 / 1	①	本社	本町6-8	890.15 [㎡]	() [㎡]	2・4・1 から	100 ^人	439.223.008 ^円
	2 計	自社所有		[㎡]		3・3・31 まで 12 月		
2 / 1	①	A支店	安田4-1 轟ビル	350.00	()	2・4・1 から	15	55.090.060
	2 計	兵庫県神戸市中央区三宮町1 立町建物(株)		87.50		3・3・31 まで 12 月		
3 / 1	①	C工場	白浜町乙1	1,200.00	()	2・4・1 から		
	2 計	自社所有				3・3・31 まで 12 月		
4 / 1	①				()	・ ・ から	115	494.313.068
	2 計					・ ・ まで 月		
5 / 1	①	B支店	書写118	250.20	()	2・10・3 から	5	6.405.821
	2 計	自社所有				3・3・31 まで 5 月		
6 / 1	①				()	・ ・ から	5	6.405.821
	2 計					・ ・ まで 月		
7 /	1				()	・ ・ から		
	2 計					・ ・ まで 月		
8 /	1				()	・ ・ から		
	2 計					・ ・ まで 月		

非課税明細書

算定期間	令和 2 年 4 月 1 日から	※ 処理 事項	整 理 番 号 1234567	事務所	区 分	管 理 番 号 599999999	申告区分
	令和 3 年 3 月 31 日まで	氏 名 又 は 名 称	姫○企画商事 株式会社				
		個人番号又は法人番号	1234567890123				

※	事業所等の名称	本社	事業所等明細書における明細番号	1 番 / 1 枚目
非課税の内訳			資 産 割	従 業 者 割
			非課税床面積 ㊦ ㎡	非課税従業者数㊥ 人
法第701条の34 第 3 項第 26 号該当 食堂			45.00	
法第701条の34 第 項第 号該当				
法第701条の34 第 項第 号該当				
障 害 者・ 65 歳 以 上 の 従 業 者				7 19,280.887
合 計			45.00	7 19,280.887

※	事業所等の名称		事業所等明細書における明細番号	番 / 枚目
非課税の内訳			資 産 割	従 業 者 割
			非課税床面積 ㊦ ㎡	非課税従業者数㊥ 人
法第701条の34 第 項第 号該当				
法第701条の34 第 項第 号該当				
法第701条の34 第 項第 号該当				
障 害 者・ 65 歳 以 上 の 従 業 者				
合 計				
非課税事業所床面積等の合計			45.00	7 19,280.887

課税標準の特例明細書

※			算定期間	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
						1234567			599999999		
					氏名又は 名称		姫○企画商事 株式会社				
					個人番号又は法人番号		1234567890123				
事業所等の名称			C工場		事業所等明細書における明細番号					3 番 / 1 枚目	
課税標準の特例内訳			資 産 割		従 業 者 割						
			課税標準の特例適用 対象床面積 ㊦	控除割 合 ㊧	控除事業所床面積 (㊦×㊧) ㊨	課税標準の特例適用対象 従業員給与総額 ㊩		控除割 合 ㊪	控除従業員給与総額 (㊩×㊪) ㊫		
令第701条の41 第 1 項第 4 号該当			1.200.00 m ²	3 / 4	900.00 m ²			円		円	
令第701条の41 第 項第 号該当								円			
								円			
雇用改善助成対象者								1 / 2			
合 計			1.200.00		900.00						
※			事業所等の名称		事業所等明細書における明細番号					番 / 枚目	
課税標準の特例内訳			資 産 割		従 業 者 割						
			課税標準の特例適用 対象床面積 ㊦	控除割 合 ㊧	控除事業所床面積 (㊦×㊧) ㊨	課税標準の特例適用対象 従業員給与総額 ㊩		控除割 合 ㊪	控除従業員給与総額 (㊩×㊪) ㊫		
令第701条の41 第 項第 号該当			m ²		m ²	円			円		
令第701条の41 第 項第 号該当											
雇用改善助成対象者								1 / 2			
合 計											
控除事業所床面積等の合計					900.00	控除従業員給与総額の合計					

共用部分の計算書

算定期間	令和 2 年 4 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			1234567		599999999		
	令和 3 年 3 月 31 日まで	氏名又は名称	姫○企画商事 株式会社				
		個人番号又は法人番号	1234567890123				

※	事業所等の名称	A支店	事業所等明細書における明細番号	2 番 / 1 枚目
---	---------	-----	-----------------	------------

専用部分の延べ面積	①	2,000.00	③ の 内 訳	⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	350.00	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	⑦
非課税に係る共用床面積	③	0.00	防 災 に 関 す る 設 備 等	全部が非課税となる共用床面積 ①
③以外の共用床面積	④	500.00		2分の1が非課税となる共用床面積 ⑦ (×1/2)
共用床面積の合計 (③+④)	⑤	500.00	⑦ ~ ⑦ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積	⑤
事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①} \right]$	⑥	87.50	合 計 (⑦ ~ ⑤)	④

※	事業所等の名称		事業所等明細書における明細番号	番 / 枚目
---	---------	--	-----------------	--------

専用部分の延べ面積	①		③ の 内 訳	⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	⑦
非課税に係る共用床面積	③		防 災 に 関 す る 設 備 等	全部が非課税となる共用床面積 ①
③以外の共用床面積	④			2分の1が非課税となる共用床面積 ⑦ (×1/2)
共用床面積の合計 (③+④)	⑤		⑦ ~ ⑦ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積	⑤
事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①} \right]$	⑥		合 計 (⑦ ~ ⑤)	④

事業所税(貸付)

城〇産業 株式会社

貸付開始日 令和2年7月1日

建物の所在地 姫路市安田3丁目1番地

家屋の延床面積 2,600.00㎡

専用部分の延床面積 2,000.00㎡

[自社使用部分200.00㎡]

共用部分の延床面積 600.00㎡

共用部分のうち非課税となる延床面積

100.00㎡(共用食堂)

貸付状況

入居者名	貸付面積(専用部分)
〇〇産業 株式会社	400㎡
空室(入居者募集中)	400㎡
××興業 株式会社	400㎡
姫城 花子(△△美容室)	400㎡
個人D(住居)	200㎡

共用食堂(100.00㎡)は非課税施設(福利厚生施設)に該当するため全体共用延床面積(600.00㎡)から差し引き、残りの500.00㎡を共用部分として按分計算します

○共用部分の計算

・〇〇産業 株式会社

$$500\text{㎡} \times (400\text{㎡} / 2,000\text{㎡}) = 100\text{㎡}$$

・空室(入居者募集中)

$$500\text{㎡} \times (400\text{㎡} / 2,000\text{㎡}) = 100\text{㎡}$$

・××興業 株式会社

$$500\text{㎡} \times (400\text{㎡} / 2,000\text{㎡}) = 100\text{㎡}$$

・姫城 花子(△△美容室)

$$500\text{㎡} \times (400\text{㎡} / 2,000\text{㎡}) = 100\text{㎡}$$

・個人D(住居)

$$500\text{㎡} \times (200\text{㎡} / 2,000\text{㎡}) = 50\text{㎡}$$

・自社使用部分

$$500\text{㎡} \times (200\text{㎡} / 2,000\text{㎡}) = 50\text{㎡}$$

○貸付面積(専用部分+共用部分)

・〇〇産業 株式会社

$$400\text{㎡} + 100\text{㎡} = 500\text{㎡}$$

・空室(入居者募集中)

$$400\text{㎡} + 100\text{㎡} = 500\text{㎡}$$

・××興業 株式会社

$$400\text{㎡} + 100\text{㎡} = 500\text{㎡}$$

・姫城 花子(△△美容室)

$$400\text{㎡} + 100\text{㎡} = 500\text{㎡}$$

・個人D(住居)

$$200\text{㎡} + 50\text{㎡} = 250\text{㎡}$$

事業所用家屋(貸ビル等)貸付申告書

令和 3 年 1 月 31 日

(あて先) 姫 路 市 長

住所
または
所在地
フリガナ
氏 名
または
名 称
法 人 番 号

姫路市北条1-98
シロマルサンキョウ カフシカイシャ
城○産業 株式会社
1234567890123

建物の貸付者
この申告に应答する
担当者の氏名等

経 理 課 税 務 係
城○ 姫子
電話(079) 221 - 2266 番(内線)

※処理事項
発信年月日
通信日付印
確認印
管 理 番 号

建物所在地
姫路市安田3丁目1番地
建物名称
姫路城ビル
構造階数
鉄筋コンクリート造 5階建て
用途
貸しビル

姫路市市税条例第112条の19の規定により事業所用家屋の貸付状況等を次のとおり申告します。

事業所用家屋の貸付開始・事業所床面積の異動申告

貸付開始・異動年月日

令和 2 年 1 月 1 日

非課税施設に係る共用床面積内訳(⑤欄の内訳)

家屋の延床面積 ①

2,600 00 m

特定である消防用設備等対象物の非課税施設以外の延床面積

2,600 00 m

専用部分の延床面積

事業所用部分 ②

1,800 00 m

防火設備等

防るは全部が非課税となる共用床面積(イ)

1,800 00 m

居住用部分 ③

200 00 m

関係する

2分の1が非課税となる共用床面積(ウ)

200 00 m

共用部分の延床面積

全体共用

延共用床面積 ④

600 00 m

法第701条の34第3項第26号(エ)

100 00 m

非課税施設に係る共用床面積(①④欄の床面積) ⑤

100 00 m

法第701条の34第 項 第 号(オ)

100 00 m

差引床面積(④-⑤) ⑥

500 00 m

合 計 ⑪

100 00 m

事業に係る一部共用

延共用床面積 ⑦

備考

非課税施設に係る共用床面積 ⑧

備考

共用部分の床面積のうち入居者の専用床面積にあん分して加算する床面積

全入居者にあん分する床面積(⑥×②/(②+③)) ⑨

450 00 m

一部の入居者にあん分する床面積(⑦-⑧) ⑩

0 00 m

事業所用家屋の貸付廃止申告

廃止年月日

年 月 日

廃止の理由

取 壊 譲 渡
用途変更

譲 受 人

住 所
または
所在地
氏 名
または
名 称

備考

① 建 物 の 名 称		姫路城ビル	事業所用家屋(貸ビル等)貸付(使用)状況明細書										② 頁番号	
③ 階 (室番号)	④ 入居者の本店等の所在地	⑤ 入居者の氏名または名称 (屋号がある場合は屋号も)	※ 管 理 番 号							全 体 共 用 に 係 る 事 業 所 床 面 積			異動事由および異動年月日	
										専用床面積 (㎡) ⑥	共用部分のあん分に よる加算床面積(㎡) ⑦	計 (㎡) (⑥+⑦) ⑧	⑨ 事 由	⑩ 年 月 日
1階	東京都新宿区西新宿 2-8-1	〇〇産業 株式会社								400.00	100.00	500.00	継続・新規 変更・解除	30・12・12
2階	大阪市北区中之島1- 3-20	株式会社 ○△								400.00	100.00	500.00	継続・新規 変更・解除	2・6・30
2階		空室(入居者募集中)								400.00	100.00	500.00	継続・新規 変更・解除	2・7・1
3階	大阪市北区中之島1- 3-20	××興業 株式会社								400.00	100.00	500.00	継続・新規 変更・解除	・
4階	本町68番地	姫城 花子 (△△美容 室)								400.00	100.00	500.00	継続・新規 変更・解除	31・4・1
5階501	安田3-1	個人D(住居)								200.00	50.00	250.00	継続・新規 変更・解除	・
5階502	北条1-98	自社使用								200.00	50.00	250.00	継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・
													継続・新規 変更・解除	・

(注) 貸付者の専用部分がある場合は、貸付者も入居者に含めてお書きください。



eLTAX ご利用のご案内

姫路市では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した地方税の電子申告・納付、電子申請・届出の受付を行っています。これにより、従来は紙で行っていた地方税の申告・納付や届出が、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用して手続きを行うことができます。

ご利用方法等、eLTAXに関する詳しい内容については、下記の地方税共同機構のホームページでご確認ください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

事業所税についての お尋ねは下記までどうぞ

姫路市役所財政局税務部市民税課

〒 670-8501

姫路市安田四丁目 1 番地

TEL 079-221-2265

令和7年(2025年)4月作成